

- 2021年の輸出額は、1兆2,385億円となり、**初めて1兆円を突破し、2022年に入っても好調を維持**。昨年12月に改訂された輸出拡大実行戦略に基づき、**本国会に輸出促進法等の改正法案を提出**。2025年2兆円、2030年5兆円の目標達成に向けて、輸出支援プラットフォームや輸出産地・事業者への支援について、**更なる取組の強化が必要**。

農林水産物・食品の輸出実績

- 輸出額は2021年 **1兆2,385億円**（前年比+25.6%）。
- また、**2022年2月の食料品の輸出額は、前年比+18.3%**。

	2018年	2019年	2020年	2021年			
				額	増加額	前年比	
全体	9,068億円	9,121億円	9,860億円	12,385億円	+2,525億円	+26%	
輸出額の増加が大きい 主な品目	牛肉	247億円	297億円	289億円	537億円	+248億円	+86%
	りんご	140億円	145億円	107億円	162億円	+55億円	+51%
	ホタテ貝	477億円	447億円	314億円	639億円	+325億円	+104%
	日本酒	222億円	234億円	241億円	402億円	+160億円	+66%

注：2020年、2021年は少額貨物及び木製家具を含む数値

輸出先国における規制への対応状況

- 2021年には、シンガポール・米国等による規制撤廃やEUによる大幅な規制緩和、2022年2月には、台湾による規制緩和が実施されるなど、放射性物質規制に関する協議が前進。

台湾による輸入規制の緩和

- これまで全面的に輸入が停止されてきた福島県、栃木県、群馬県、茨城県、千葉県の水産物・食品は、**キノコ類等を除き、証明書添付等を条件に輸入停止が解除**。
- 書類添付義務の対象地域・品目が縮小。
〔東京・愛媛の水産品、東京・愛知・大阪の茶製品、宮城・埼玉・東京のキャンディ・ビスケット・穀物調製品について、放射性物質検査報告書が不要。〕

輸出促進法等の一部を改正する法律案の概要

(1) 農林水産物・食品輸出促進団体（品目団体）認定制度の創設

- 輸出品目ごとに、オールジャパンで輸出促進の取組を行う法人を、申請に基づき国が認定する仕組みを創設。

認定農林水産物・食品輸出促進団体（認定輸出促進団体）

① 認定輸出促進団体の構成

- 生産、製造、流通、販売等、輸出に係る関係者が緊密な連携により活動を実施。

② 認定輸出促進団体の業務（輸出促進業務）

【必須業務】

- 輸出先国の市場・規制等の調査
- 共同の海外需要開拓
- 輸出事業者への情報提供

【任意業務】

- 輸出促進に必要な規格の策定
- 輸出のための取組を行う事業者から拠出金を収受し、輸出促進の環境整備に充てる仕組みづくり（任意のチェックオフ）

JETRO（海外市場開拓）、FAMIC（規格策定）による支援



輸送規格を作成し荷潰れを防止



バイヤーとの商談

(2) 認定輸出事業者に対する支援の拡充

- 輸出事業計画の認定を受けた者（生産者だけでなく加工・流通・輸出事業者を含む）に次の支援を措置。

【支援措置（（株）日本政策金融公庫法の特例等）】

① 農林水産物・食品輸出基盤強化資金（仮称）

（設備資金、長期運転資金、海外子会社等への転貸資金などへの融資）

② （株）日本政策金融公庫等による債務保証

など

※ 輸出促進法の改正を前提に、輸出事業計画に基づき行う施設等の整備に対する**所得税・法人税の特例（割増償却）**を措置。
（租税特別措置法を別途改正）

(3) 民間検査機関による輸出証明書の発行

(4) 有機JASへの酒類の追加等



更なる取組の強化

- 2023年度までに8カ国・地域において、在外公館、JETRO、JFOODOを主メンバーとし、ローカルスタッフを雇用等して輸出事業者等をサポートするための輸出支援プラットフォームを立ち上げ。プラットフォームが現地邦人、日本食レストラン等と協議会を設置し、以下の取組を実施。
 - ① 現地に輸出を行うために必要な規制・ニーズ等をまとめたカントリーレポートの作成
 - ② 新しい商流の構築
 - ③ 現地法人のビジネスサポート（広告・法律相談等の支援）
 - ④ 現地日本食レストランを組織化し、日本食をPR
- マーケットインの生産への転換に向けて進めている輸出産地・事業者の育成をはかるため、GFP（農林水産物・食品輸出プロジェクト）の機能を強化し、輸出産地・事業者の経験・ニーズに応じたより細かなサポートを行えるよう体制を整備。